

大阪市立東淀中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年度

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対処となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法)

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、本人及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等の対策を行う。

2. 本校の基本方針

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、学級でも起こり得る。」という認識のもと、生徒に「個人の尊厳を重んじ、よりよく生きる力」を育むために、「大阪市立東淀中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

(ア)本校教職員は、地域や家庭との連携を図りながら、いじめの防止及び早期発見に学校全体で取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処する。

(イ)すべての教育活動において、生徒どうしの健全な仲間づくりが行えるよう、豊かな心の育成をめざした取り組みを推進する。

3. いじめの未然防止の取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事案であることを踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① いじめは規律のない授業において発生することがあるため、チャイム着席の習慣や、落ち着いて授業を受ける態度を身につけさせ、生徒が安心して学習に取り組むことができる授業時間を確保する。
- ② 授業内容がわからず、授業に集中して取り組むことができない生徒がストレスを感じ、そのストレスからいじめにつながるケースも少なくない。そのため、すべての生徒が授業に参加でき、取り組むことができるような授業づくりを行う。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 授業をはじめ、学級活動や部活動などすべての教育活動において、生徒どうしがお互いの違いを認め合い、その個性を發揮できるような集団づくりをすすめる。
- ② すべての生徒が、集団の中で自分の役割を果たすことで、まわりから認められるような取り組みを行う。自分が認められることから、相手を認め尊重する態度を身につけさせる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 授業をはじめ、あらゆる教育活動において、いじめを見逃さない体制づくりをすすめる。
- ② いじめは決して許されないことであり、はやし立てたり、周囲で傍観している行為もいじめを容認することにはかならない。学級活動や生徒会活動を通して、いじめに関する課題に向き合い、いじめを許さず、阻止する強い意識と自浄作用が働く集団づくりに取り組む。
- ③ 社会において決まりやルールを守ることの大切さ理解させ、法規範を順守し、道徳観や倫理観の備わった社会人の育成をはかる。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からかかわりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 生徒の交遊関係や人間関係の把握に努め、生徒が示す小さな変化やサインを見逃さないようにするとともに、教職員間で積極的に情報交換を行い、情報の共有をはかる。また、いじめアンケートや教育相談活動を定期的に行い、実態把握に努める。
- ② 日常の教育活動の中で、生徒とのコミュニケーションを積極的にとることによって、生徒との信頼関係を築き、生徒がいじめを訴えやすい環境をつくる。
- ③ スクールカウンセラーや養護教諭と連携しながら、生徒の悩みを積極的に受け止める機会を設ける。
- ④ 大阪市子ども相談センターの教育相談指導室や、いじめ・体罰ホットライン（24時間電話相談）など校外の相談施設の機能や利用の仕方を生徒や保護者に周知し、必要に応じて活用することを啓発する。

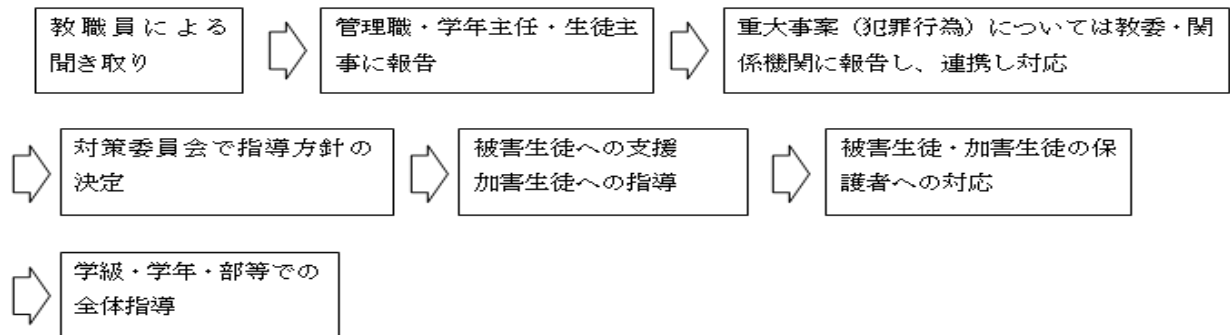
5. いじめへの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格形成に主眼を置いた指導を行う。

- ① 発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、関係教職員と連携をとり、情報を共有する。指導にあたっては、当該生徒双方と周囲の生徒から個別に事情を聴き取り、いじめの事実確認を行う。指導方針の共通理解のもと、生徒、保護者に対応し、事案に応じて教育委員会や関係諸機関と連携をとる。
- ② いじめられた生徒には、その生徒にも責任があるという考え方をとるのではなく、「あなたは悪くない」ことを明確に伝え、不安や恐怖心を取り除くようにする。また、いじめた生徒には、いじめは非人道的な行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。それぞれの保護者には、事実関係や今後の指導方針、相談体制等を伝え、その後も適宜経過報告を行う。
- ③ 当該生徒の問題にとどめず、当該生徒のプライバシーに十分注意した上で、学級や学年、学校の問題としてとらえ、周囲の生徒にも再発防止を含めた取り組みをすすめる。

<いじめ等発見の際の流れ（指導例）>



6. 特別な支援を必要とする生徒への配慮

<基本姿勢>

特別支援学級に在籍する生徒、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒の中には、他の生徒との間に何らかのトラブルが生じた際に、自分の思いや苦しさを表現することが困難な生徒もいる。

このような生徒に対するいじめを未然に防止したり、発生したいじめを早期に発見し解消を図ったりするには、全教職員による支援体制の構築が不可欠である。

また、いじめを許さぬ豊かな心を育てていくため、個々の生徒を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学校との交流、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習をより積極的に推進していく。

- ① 通常学級担任と特別支援学級担任の連携を密に行い、それぞれの学級での発言内容、表情、及び行動の変化等について情報を交換する。
- ② 職員会議、研修会、職員朝礼の場を活用し、当該生徒に係る情報を全職員共有できる機会を確保する。
- ③ 清掃活動時、休み時間、給食準備時、朝の学活（終わりの学活）総合的な学習の時間帯など担任一人では見守りきれない時間帯を全職員でカバーできるよう体制づくりを行う。
- ④ 保護者との連携を密に行い、家庭での発言内容や表情、及び行動の変化等について情報を得る。

7. いじめ早期発見のための措置

(1) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次の通り実施する。

- | | |
|-------------------------|----------------|
| ① 生徒対象いじめアンケート調査 | 年3回（5月、11月、2月） |
| ② 教育相談を通じた学級担任からの聞き取り調査 | 各学期1回 |

(2) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② 大阪市こども相談センター等の教育相談窓口との連携

(3) いじめ防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

8. インターネット等の利用によるいじめへの対応

①未然防止

インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、生徒、保護者、地域への啓発に努める。さらに、パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に積極的に協力依頼する。

②早期対応

インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応していく。

9. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめの防止等のための組織「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等を実行的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、3学年主任、保健主事

※必要に応じて、関係教職員の参加を求める

<活動>

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること

- ③ いじめ事案に対する対応
- ④ いじめ問題に関する生徒理解の推進

<開催>

月1回の定例会を開き、事案発生時には緊急開催する。

(2) いじめに対する措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、大阪市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(3) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 情報発信・啓発については、学校ホームページを積極的に活用し、いじめ防止に向けての啓発活動を行う。
- ② 学校協議会へいじめ防止の理念及び校内での取り組み等を提案し、助言を得るとともに協力体制の構築を行う。

(4) 取り組み内容の検証

- ① 「いじめ対策委員会」において、アンケート結果等を踏まえ、未然防止の推進・早期発見・再発防止に向けて改善を図る。
- ② 「運営に関する計画」にいじめ防止対策の進捗状況をまとめ、PDCAサイクルを活用しつつ、自己評価を行う。

10. 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じる疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、大阪市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 大阪市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。